

平成21年5月20日

各位

会社名 株式会社中央倉庫  
代表者名 代表取締役社長 湯浅康平  
(コード番号9319 大証二部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 佐藤廣次  
(TEL 075-313-6151)

単元株式数の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、下記のとおり会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款一部変更について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 最近の投資単位の状況

- ① 直近事業年度の末日における最終価格をもとに  
算出した1売買単位当たりの価格 820,000円
- ② 直近事業年度における日々の最終価格をもとに  
算出した1売買単位当たりの価格の平均 985,708円
- ※直前事業年度の末日における単元株式数 1,000株

(2) 変更の理由

株式の最低投資単位を引下げ、投資家により投資しやすい環境を整えることにより、投資家層の拡大および当社株式の流動性の向上を図るため。

(3) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更します。

(4) 変更予定日

平成21年7月1日(水)

2. 定款一部変更について

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更後
第2章 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 ② (条文の記載省略)  (新設)	第2章 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 ② (条文は現行どおり)  附 則 (単元株式数に関する経過措置) 第1条 第8条第1項の変更は、平成21年7月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは

	<p><u>従前どおり次のとおりとする。</u></p> <p><u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u></p> <p><u>第8条 当会社の単元株式数は、1,000 株とする。</u></p> <p><u>なお、本条は、第 8 条第 1 項の変更の効力発生後これを削除する。</u></p>
--	---

(ご参考 1) 平成21年7月1日をもって、大阪証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

(ご参考 2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことにより、当社普通株式は、「社債、株式等の振替に関する法律」(平成13年法律第75号)に基づく株式等振替制度(株券電子化制度)で取り扱われることになりました。これに伴い、決済合理化法附則第6条第1項により、当社は、当社定款第6条(株券の発行)の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされており、これにより、法律上当然に上記当社定款第8条中の二重下線部分は効力を失っております。当社は来る当社定時株主総会において、かかる株券等電子化に伴い効力を失った定款の規定を廃止する定款変更議案を提出する予定です。

以上